

常滑市食と器の出逢い事業補助金 申請の流れ

申請者

常滑市

①申請書類の提出

食器類を購入する前に、次の書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・購入計画書（様式第2号）
- ・購入する食器類の見積書（写し）
- ・購入する食器類の写真またはパンフレット
- ・同意書

②交付決定

提出書類、納税状況等を確認し、交付を決定します。

決定後、交付決定通知書により交付額を通知します。

※交付額は、初めて補助を受ける店舗は補助対象金額の2/3、
2回目以降の店舗は1/2(千円未満は切捨)で、上限は20万円とします。

③食器類の購入

④実績報告書の提出

購入後14日以内に次の書類を提出してください。

- ・実績報告書（様式第5号）
 - ・購入報告書（様式第6号）
 - ・支払を証する書類（領収書）の写し
 - ・購入した食器類の写真
 - ・購入した食器類に料理等を盛り付けた写真
 - ・飲食物を提供する相手や観光客に対して、店舗内やホームページなどで、作家名や購入可能店舗など市内産食器類に関する情報を周知していることが分かる写真及び市が定める常滑焼の器使用店であることを知らせる標札を店外に掲出していることが分かる写真を提出
- ※写真は、事例紹介等を目的に広報物に掲載する場合があります。

⑤交付額の確定

実績報告書に基づき補助額を決定し、確定通知書（様式第7号）により通知します。

⑥請求書の提出

確定通知書の受け取り後、速やかに請求書（任意様式）を提出してください。

⑦補助金の交付。

<提出先>常滑市役所 経済部 観光戦略課 開庁時間：8:30~17:15

〒479-8610 常滑市飛香台3-3-5 電話：0569-47-6116 F A X：0569-34-9784